

**令和4年度 第3回
久留米市国民健康保険事業の運営に関する協議会
(久留米市国民健康保険運営協議会)**

日時：令和5年1月25日（水）13時30分

場所：久留米商工会館 5階 大ホール



3 諮問事項説明



(1) 令和5年度
国民健康保険事業費納付金・
標準保険料率の本算定結果に
ついて

(1) 令和5年度国民健康保険事業費納付金・標準保険料率の本算定結果について

今回福岡県から提示されたもの

①納付金

県が医療費や所得水準に応じて決定した金額を、市町村が県に納めるもの。

②標準保険料率

各市町村が納付金を納めるために必要な保険料の料率で、県が標準的なルールにより示すもの。

他市町村と比較するための参考指標

(1) 令和5年度国民健康保険事業費納付金・標準保険料率の本算定結果について

令和5年度の納付金（本算定）

■ **納付金** **90.9億円** (+2.4億円)

※ 令和4年度納付金：88.5億円

【R5納付金の内訳】

- ・医療分 64.1億円(+0.4億円)
- ・後期支援金分 19.9億円(+1.9億円)
- ・介護納付金分 6.9億円(+0.1億円)

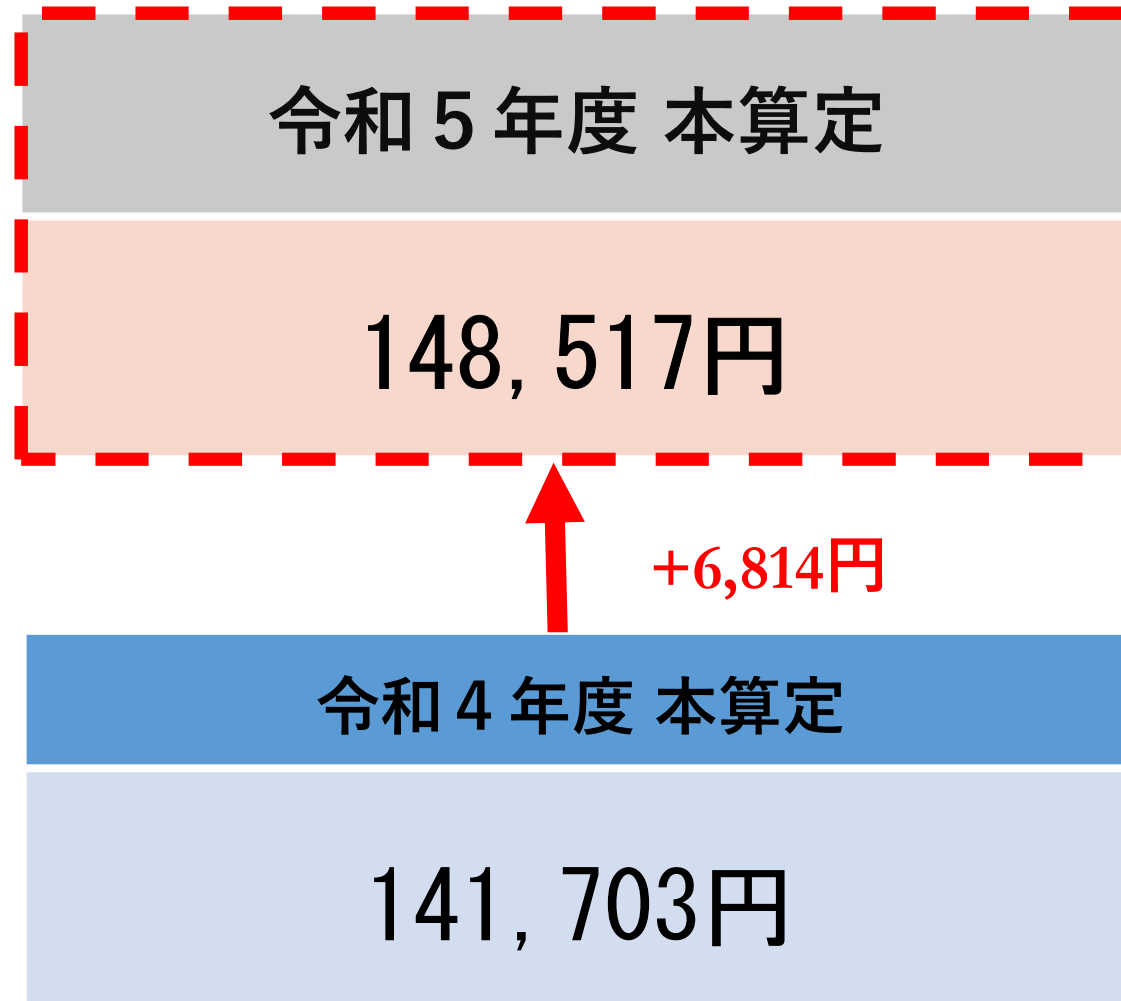
※()は対前年度比

○すべての項目において増加。

○特に後期支援金等分は、団塊の世代が後期高齢者医療へ移行する影響により大幅な増加。

(1) 令和5年度国民健康保険事業費納付金・標準保険料率の本算定結果について

久留米市の一人あたり納付金(前年度との)比較



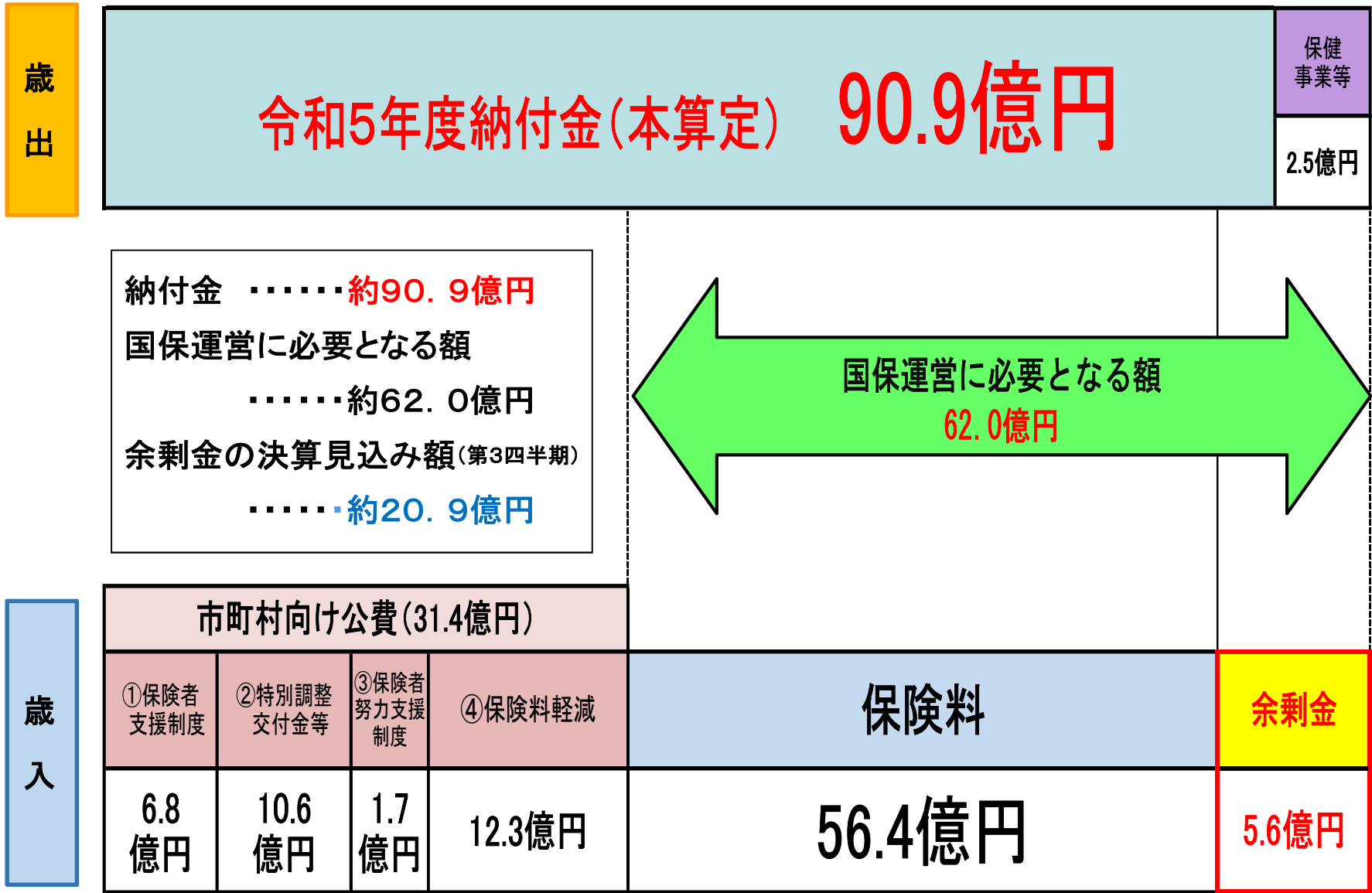
久留米市の一人あたり納付金は、前年度より6,814円 (+4.8%) の増額となっている。

(1) 令和5年度国民健康保険事業費納付金・標準保険料率の本算定結果について
福岡県内市町村の一人あたり納付金状況（本算定）

| 順位 | 市町村名 | R5納付金額 |
|-----------|-------------|-----------------|
| 1 | A | 161,605円 |
| 2 | B | 159,805円 |
| 3 | C | 159,190円 |
| ~~~~~ | | |
| 12 | D | 150,738円 |
| 13 | 久留米市 | 148,517円 |
| 14 | E | 147,895円 |
| ~~~~~ | | |
| 58 | X | 116,891円 |
| 59 | Y | 116,253円 |
| 60 | Z | 114,750円 |
| 県 | 平均 | 144,000円 |

久留米市の一人あたりの納付金は県内平均額を4,517円上回っている。

(1) 令和5年度国民健康保険事業費納付金・標準保険料率の本算定結果について



余剰金を活用することで令和5年度は**現在の保険料水準でも運営可能**

(1) 令和5年度国民健康保険事業費納付金・標準保険料率の本算定結果について

令和5年度 標準保険料率

①福岡県内の標準保険料率(2方式)

| | 医療分 | 後期分 | 介護分 |
|-----|---------|---------|---------|
| 所得割 | 7.54% | 2.93% | 2.43% |
| 均等割 | 45,177円 | 17,015円 | 17,760円 |

②久留米市の標準保険料率(3方式)

| | 医療分 | 後期分 | 介護分 |
|-----|---------|---------|---------|
| 所得割 | 7.64% | 2.88% | 2.35% |
| 均等割 | 28,203円 | 10,329円 | 10,765円 |
| 平等割 | 28,847円 | 10,565円 | 8,393円 |

③久留米市の標準保険料率(3-3-2方式)

| | 医療分 | 後期分 | 介護分 |
|-----|---------|--------|---------|
| 所得割 | 8.64% | 3.17% | 2.33% |
| 均等割 | 26,776円 | 9,536円 | 17,026円 |
| 平等割 | 21,296円 | 7,928円 | — |

【参考】久留米市の現行保険料率(3-3-2方式)

| | 医療分 | 後期分 | 介護分 |
|-----|---------|--------|---------|
| 所得割 | 9.37% | 2.66% | 2.11% |
| 均等割 | 27,200円 | 7,500円 | 14,700円 |
| 平等割 | 22,200円 | 6,400円 | — |



(2) 令和5年度保険料に 関する制度改正について

(2) 令和5年度の保険料に関する制度改正について

① 国民健康保険料賦課限度額の引き上げ

| | 改正前 | 改正後 |
|----------------|-------|--|
| 医療給付費分 | 65万円 | 65万円 |
| 後期高齢者 支援金等分 | 20万円 |  22万円 |
| 介護納付金分 | 17万円 | 17万円 |
| 合計 | 102万円 |  104万円 |

(2) 令和5年度の保険料に関する制度改正について

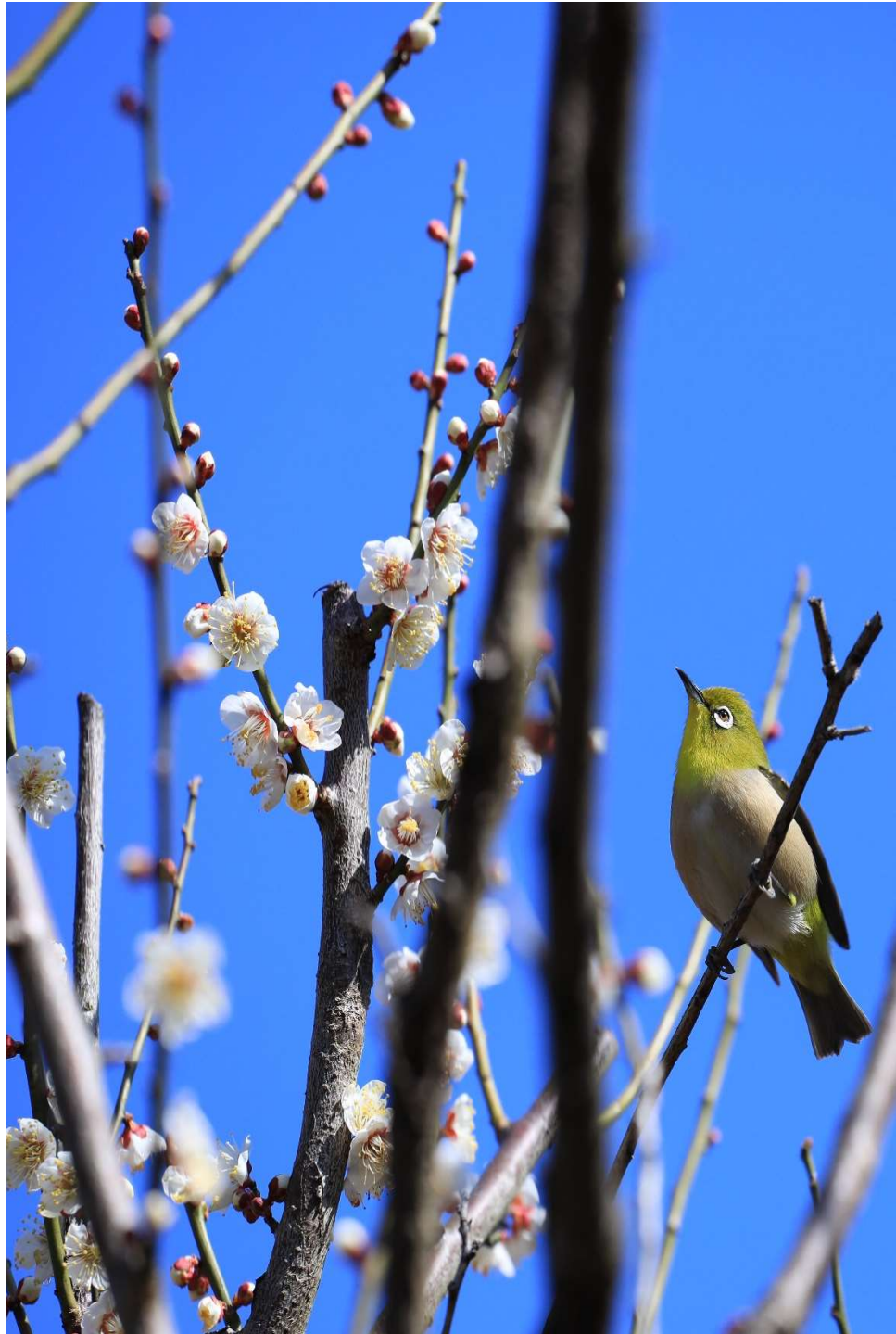
② 国民健康保険料の軽減の対象となる所得基準の拡充

世帯の所得が決められた基準額を下回る場合、保険料（均等割・平等割）の軽減を受けることができる。この基準額の算定に用いる、被保険者の人数に乘じる額の引き上げにより保険料の軽減対象者が拡充。

| | 改正前 | 改正後 |
|------|--|--|
| 5割軽減 | 【基礎控除額 43万円+ 28.5万円 × 被保険者数+ 10万円 × (給与所得者等の数 ^{※1} - 1)】 以下 | 【基礎控除額 43万円+ 29万円 × 被保険者数+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】 以下 |
| 2割軽減 | 【基礎控除額 43万円+ 52万円 × 被保険者数+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】 以下 | 【基礎控除額 43万円+ 53.5万円 × 被保険者数+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】 以下 |

※1 給与所得者等とは同一世帯の被保険者または世帯主が給与所得または年金所得がある場合に適用。

保険料の調定額が減少するが、この減少分は一般会計繰入金で補填されるため国保財政への影響はない。



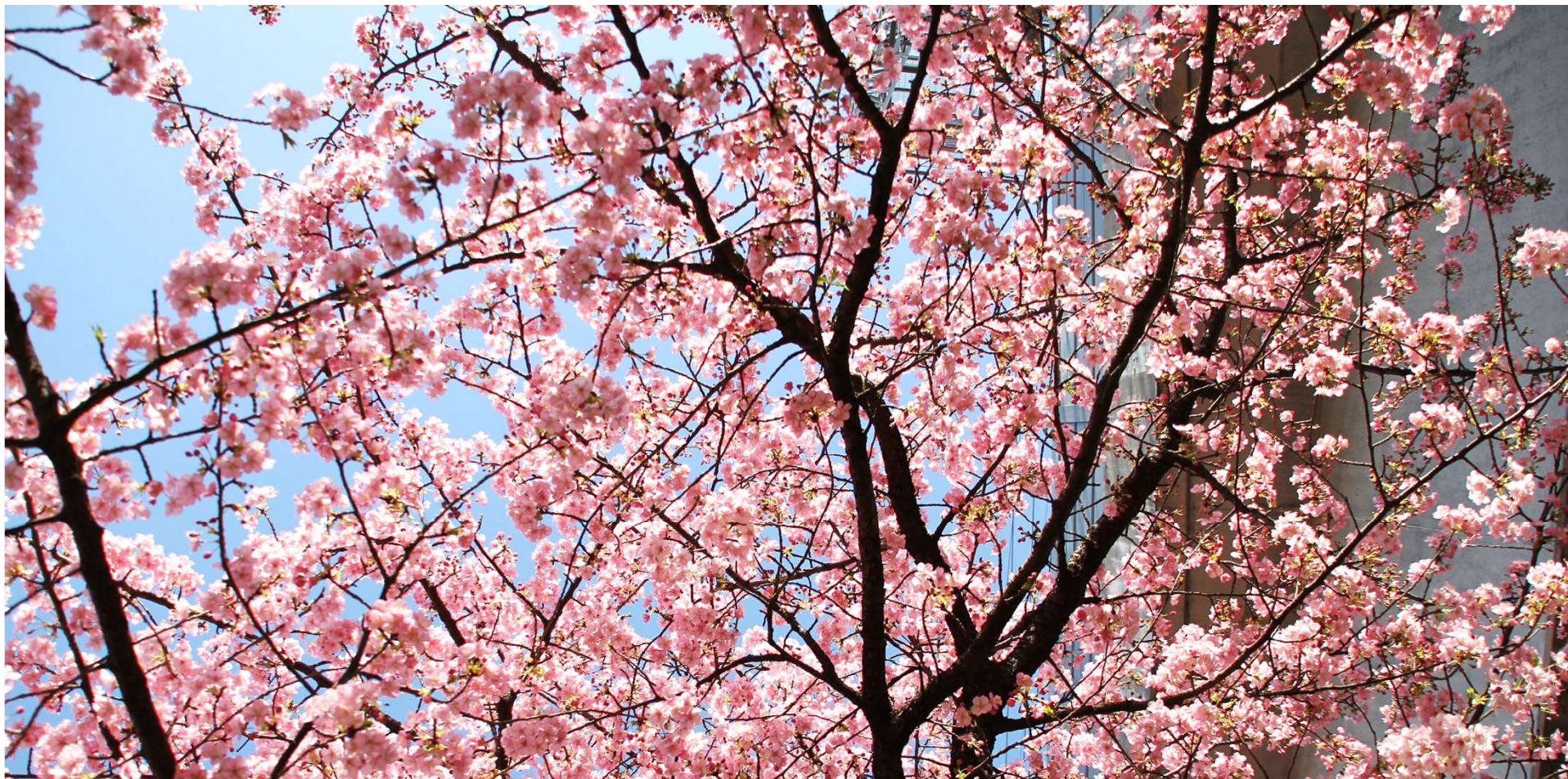
(3)令和5年度久留米市 国民健康保険料率等 について(諮問内容)

(3)令和5年度久留米市国民健康保険料率等について(諮問内容)

- ① 医療給付費分(基礎賦課分)、後期高齢者支援金等分および介護納付金分の保険料率等については、いずれも現行のまま据え置きとする。
- ② 賦課限度額については、国の基準とする。

【国の基準額】

| 賦課限度額 | 改正前 | 改正後 |
|-------------------|-------|-------|
| 医療給付費分 (基礎賦課分) | 65万円 | 65万円 |
| 後期高齢者 支援金等分 | 20万円 | 22万円 |
| 介護納付金分 | 17万円 | 17万円 |
| 合計 | 102万円 | 104万円 |



4 審議

(1) 令和5年度久留米市国民健康保険料率等の
諮問について

諮問に対するご意見

(2) 答申の附帯意見について

【参考】 前回(令和3年度)の附帯意見

(1) 国民健康保険の財政安定化

国民健康保険事業費納付金の国民健康保険財政に及ぼす影響は大きく、今後も医療費の増加傾向が続けば、財源不足に陥るものと懸念される。こうした事態を解消するには公費支援の拡充が不可欠であり、医療費の動向を踏まえたうえで国に対して、財政安定化のための財政措置を要望すること。

(2) 医療費適正化の推進

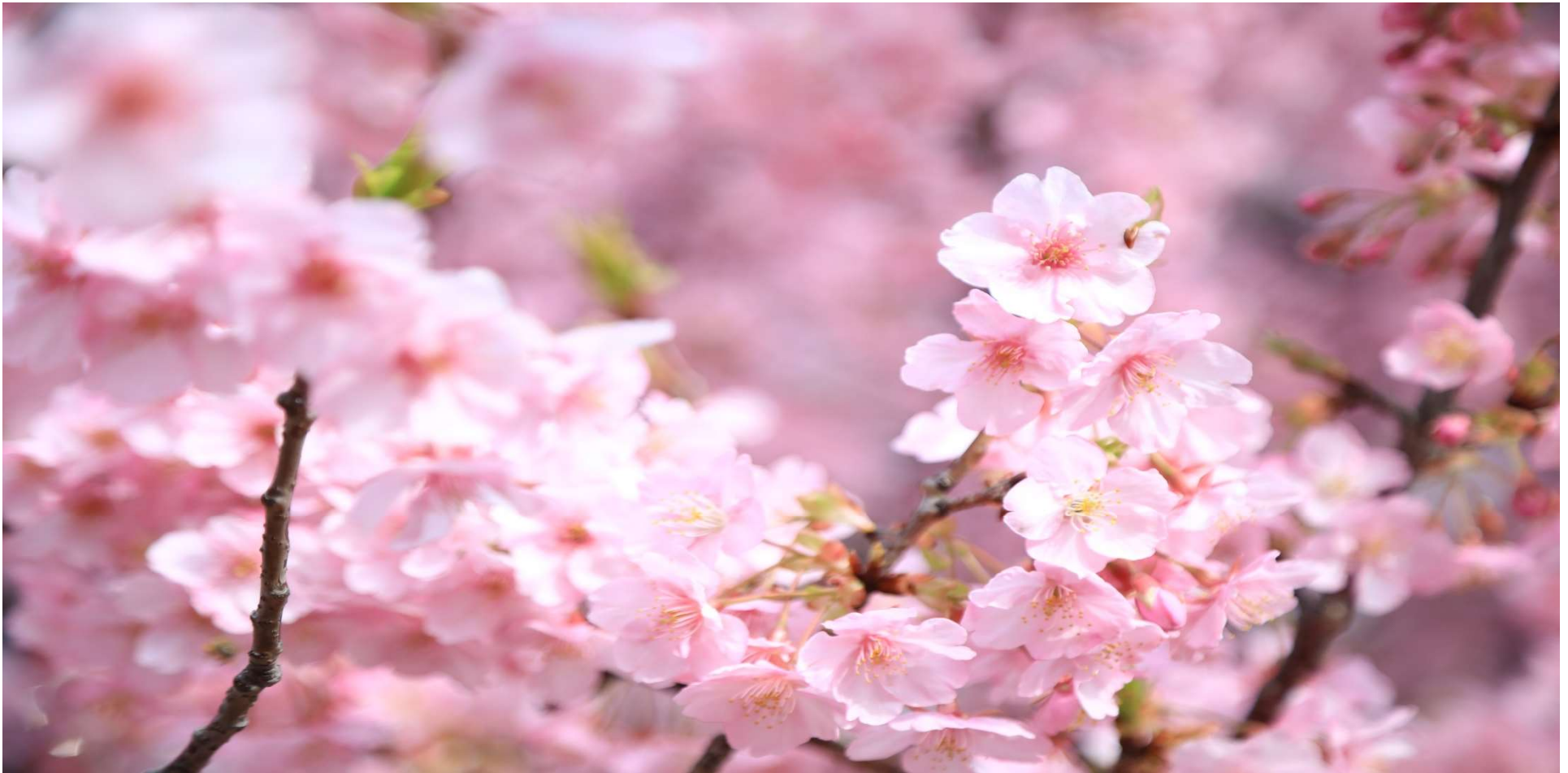
国民健康保険事業の安定的な運営、並びに被保険者の健康保持・増進のためには、医療費適正化に向けた取り組みが重要である。このため、各種保健事業や特定健康診査の受診率向上、ジェネリック医薬品の普及促進などに積極的に取り組むこと。

(3) 保険料収納率向上対策

保険料収納率は、すでに高い水準にあるが、財政健全化のためには今後もこの水準を維持していくことが重要である。このため、今後においても収納率向上対策の強化に積極的に取り組むこと。

(4) 保険料水準の均一化

福岡県内の保険料水準の均一化を早期に実現するために、福岡県へ要望・働きかけを行うこと。



5 その他

答申について

【答 申】

日 時 : 令和5年2月1日（水）16:00～

会 場 : 市長応接室

内 容 : 諮問に対する答申